

第4期特定健康診査等実施計画の概要（主なポイント）

■計画策定の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者には生活習慣病予防を総合的に推進していくために、被保険者に対し特定健診および特定保健指導を実施することが義務付けられている。

本市においても、国民健康保険で実施する特定健康診査および特定保健指導を効果的かつ効率的に実施するため、当該事業の実施に係る基本的な事項、並びにその成果目標に関する事項等について定めた事業計画を平成20年度から策定し、事業を実施してきたところである。

■今回の改正にあたって

本計画は、第1期から第3期における特定健康診査および特定保健指導の実施結果等を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第4期計画を策定するもの。

■計画期間 第4期 令和6年度～令和11年度（6年間）

四万十市の課題

■特定健診の課題

- ◆目標値60%に到達していない。特に、若年者層(40～59歳)の受診率が低い。受診率向上を目指し、未受診者への取り組みをさらに行う必要。
- ◆HbA1c、LDLコレステロール、収縮期血圧の有所見者割合が高い。被保険者に生活習慣を見直すきっかけを提供し生活習慣病を予防する取組が必要。
- ◆健診時の質問票において、「喫煙あり」12.3%、「毎日飲酒する」31.8%、生活習慣を「改善するつもりなし」26.8%。ポピュレーションアプローチで生活習慣改善を促す取り組みが必要。

■特定保健指導の課題

- ◆実施率が目標値60%に到達していない。実施率向上を目指し、利用勧奨の取り組みをさらに行う必要。
- ◆メタボリックシンドローム及び特定保健指導該当者数を減少させるため、年齢が比較的若い対象者に対して優先的に指導する等、効果的・効率的な特定保健指導を実施する必要。

■特定健診とは

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームの該当者および予備群を減少させるための特定保健指導等を必要とする者を的確に抽出するために行うもの。

■特定保健指導とは

内臓脂肪型肥満の要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、受診者が自らの生活習慣における課題を意識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防するために行うもの。

■特定健診の受診率の状況

	第3期					
	平30	令元	令2	令3	令4	令5
対象者数(人)	6,576	6,453	6,351	6,164	5,833	—
受診者数(人)	2,922	2,868	2,638	2,545	2,461	—
受診率(%)	44.4%	44.4%	41.5%	41.3%	42.2%	—
目標値(%)	47.0%	50.0%	52.0%	55.0%	57.0%	60.0%

■特定保健指導の受診率

	第3期					
	平30	令元	令2	令3	令4	令5
対象者数(人)	464	429	384	416	362	—
利用者数(人)	105	120	84	97	102	—
実施者数(人)※	90	111	77	89	93	—
実施率(%)※	19.4%	25.9%	20.1%	21.4%	25.7%	—
目標値(%)	31.0%	37.0%	43.0%	49.0%	54.0%	60.0%

対策

- 1) 対象者への個別通知
- 2) 各地区での集団健診の実施
- 3) 医療機関等による個別健診の実施
- 4) 各種がん検診とのセット化
- 5) 地区健康福祉委員会などと連携した受診啓発や広報活動
- 6) 休日健診、セット健診の実施
- 7) 国保ヘルスアップ事業との連携

- 1) 市保健師等による個別保健指導を実施。
- 2) 途中離脱者を少なくするための適切なアドバイス
- 3) 保健指導体制の見直し
- 4) 健診結果説明会の実施。

目標値

- 目的
糖尿病等の生活習慣病の発症や重要化予防

	令和4年度 (現状)	令和11年度 (目標値)	令和11年度 (国基準)
特定健康診査受診率(%)	42.2%	60.0%	60.0%以上
特定保健指導実施率(%)	25.7%	60.0%	60.0%以上
特定保健指導対象者の減少率(%)※		25.0%	25.0%以上